

近世初期尾道の都市空間と町

中山 富広

(1996年9月9日受理)

Urban Space and Chō in Onomichi in the Early Part of Modern Ages

Tomihiko Nakayama

The purpose of this article is to clarify the self-government body in Onomichi, Bingo Province, in the period of transition from Medieval to Early Modern ages, by the method of Urban Space analysis.

The principle conclusions are as follows :

1. The administrators of Chō-ju (the self-government body) in Onomichi were descended from developers of seaside area in the later part of Medieval ages.
2. The developers grew into chō-nin who owned the premises and market square in Onomichi in the early part of Early Modern ages.
3. To keep the peace and their interests in Onomichi, Chō-nin came to combined Chō (Territorial-bond groups) into Chō-ju.

I. はじめに

近年の日本都市史研究ではさまざまな論点が提示され、三都をはじめとして近世都市論の広がりや深まりがいつそう進んでいるといえよう¹⁾。とくに吉田伸之氏らの町に関する分析や²⁾、町人と商人を論理的にも区別して近世都市の成立を論じる桜井英治氏や塚田孝氏の論は大いに注目される³⁾。本稿の関心はこれらの都市史研究に学びながら、近世都市尾道の従来見過されてきた点を洗い直すことにある。

ところで近世初期の尾道に関する研究には脇坂昭夫氏の一連の論文がある⁴⁾。筆者はこの脇坂氏の先駆的業績を高く評価したうえで、次のような批判を述べたことがある⁵⁾。すなわち尾道における町の構造的特質、および「役」負担の全体像が明らかになっていないこと、また氏の初期豪商論が結果的には硬直化した商品流通史論を生む原因となっていること、などである。実はこれらの批判は尾道の自治組織の評価をめぐって大きな差異があることに由来しているようである。したがって本稿の課題は、最終的には尾道の自治組織の特質を明らかにすることにあるが、既存の史料の読み替えだけでは十分な論点は提示できないように思われる。そこでここではいまだ試論の域を出ないが、尾道の都市

空間の分析を取り入れることによって、できるだけ豊富な近世初期の尾道像を提示したい。具体的には、近世初頭の町屋敷図を復元して、そこからそれらの空間に居住する人々の具体的様相をできるだけ明らかにしていくことにある。

II. 中世後期の尾道の空間構造

ここでは近世初期の尾道の空間的特質を考察する前提として、中世の尾道の空間構造について推測をまじえながら検討していきたい。まず図1は建治元年(1275)の「貢之郡尾道略図」から作成した鎌倉後期の概略図である⁶⁾。ここには、西の方から御所崎と土堂、そして西国寺の門前(近世の久保地区)の二つの集落、浄土寺下の堂崎が描かれている。なお浄土寺・堂崎は近世都市尾道に含まれないので以下省略する。注目すべきは中央に切れ込んでいる長江の入海である。近世の長江は陸地であるが、ここに居住する金屋の由緒書に「金屋の近辺ハ往古入江の海辺にて、其町の名も今に長江町と唱へ申候、近年此辺に井を掘り候時分そこの土ハ悉く海の土ニ御座候」という伝承からも⁷⁾、川あるいは入江であり、かつ定期市場であった可能性はすこぶる高い。



図1. 鎌倉後期の尾道概略図

次に中世後期の尾道の景観を表現している有名な史料を挙げておこう。

〈史料1〉⁹⁾

この所のかたちは北にならびて、あさち深く岩ほこりしける山あり、ふもとにそひて家々所せくならびつゝ、あみほすほどの庭だにすくなし

〈史料2〉⁹⁾

いまた朝のほどに備後国尾道につかせ給ひぬ、御座は^(天)大寧寺とて天龍寺の末寺也、海中までうき橋かけて御道とせり、なにとなくめつらしかりき

〈史料3〉¹⁰⁾

(四月)四日小尾途津に到り泊す、人居は岸に縁いて屋を接し、僧舎は山上に羅絡す、…傑閣なり天寧寺、江に臨みて塔は幾層なる、門前に喧嘩の客、堂上に定禪の僧

史料1 (1371年ころ) から、図1に描かれた集落がさらに発展して、狭い海岸部に家々が所狭しと立ち並んでいる様子がうかがえよう。史料2 (1389年ころ) は、天寧寺の境内が海岸に接していたことを推測させるものである。もっとも最盛期の天寧寺の境内は東西3町といわれ、信行庵(図2参照)の西方が天寧寺の西境であったという¹¹⁾。また図2の天寧寺のすぐ南の小路付近は「此地往古は海に瀕し一路」¹²⁾であったというから、当時の海岸線が奈辺にあったか推測できよう。そして史料3 (1420年) は、これらのわずかな平地に「人居」があり、さらに大声で商品の値段を掛けあうような門前市場の活況を伝えている。以上から海岸部に接した天寧寺の境内の内・外に、在家が立ち並んだ門前空間が形成されていたという推測が許されるであろう。

では中世都市尾道の都市空間はどのように把握されるべきであろうか。まず尾道が東西二つの集落、すなわち近世に土堂と久保と呼ばれた部分からなっている

こと。そしてこの二つの集落はそれぞれ天寧寺と良^{うしろ}社、および西国寺と八幡社の門前を中心として発展した空間であること。また鎌倉時代に入江であった長江から、その長江の出口に当たる叶(かない)小路・胡小路付近、これらは二つの集落の境界でもあり門前でもあるが、ここに定期市場が開かれたことが推測できる¹³⁾。最後に中世後期における尾道の海岸線を推定すれば、近世の山陽道通りであったとすることが妥当であり、戦国時代にさらに埋め立てが進み、近世初頭の海岸線に近づいていったと思われる¹⁴⁾。

Ⅲ. 近世初期尾道の空間構造

1. 町割図からみた特質

広島藩領であった尾道には寛永15年(1638)の「地詰帳」¹⁵⁾が残されている。19世紀の町割図¹⁶⁾を参照しながら、この地詰帳をもとに図2のような寛永年間町の町割図が復元できる。以下、この図と地詰帳をもとにしながら尾道の空間構造の特質を指摘していきたい。

まず全体的な特徴としていえることは、微地形に対応した中世以来の自然発生的町割であるということである。一部を除いて等高線10メートルより低い部分に町屋敷が密集している。またかつての市場であった付近にも家屋敷が設定されている。したがってこの時期の市場は埋め立てられた海岸部に立てられていたと推測できよう。元禄期になって荒神堂浜(図2の㊸)と薬師堂浜西側部分(㊹)が築き出されるが、それ以前までは個人的にごく小規模の埋め立てがくり返しなされていた¹⁷⁾。その埋め立て地はもちろん個人所持であり、そこに市場空間の所有・提供者としての「町人」の形成を類推することができるであろう。

次に屋敷地の大きさに注目すると、土堂町東部・十四日町・久保町西部の埋め立て地とかつての長江の入口付

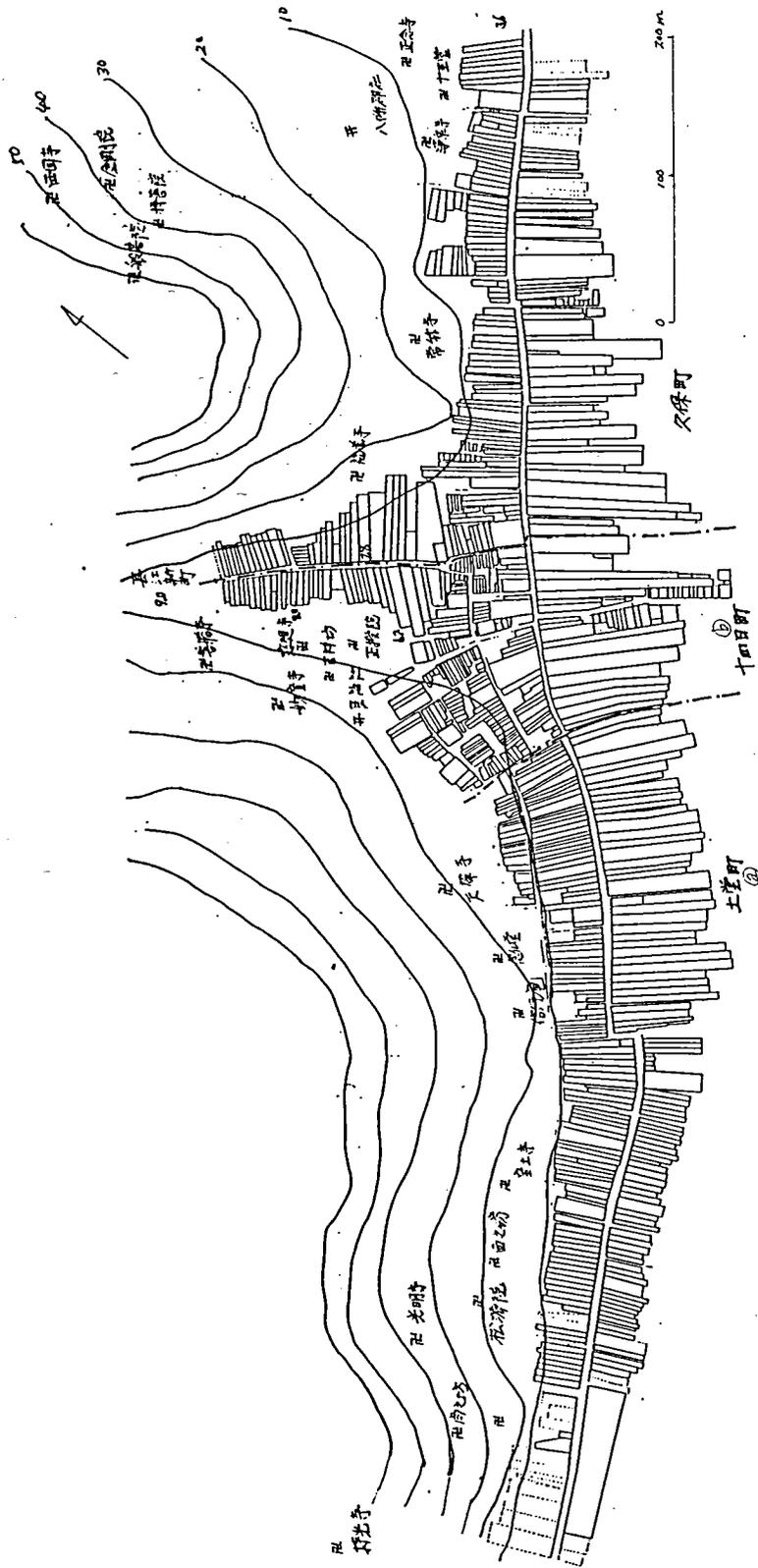


図2. 近世初期における尾道の町割図

近に短冊状の大規模屋敷地が集まっている。ちなみにこの大規模屋敷地の間口は平均3.5間、奥行きは平均34.6間である(図3の④⑤⑦⑧)。後述するように、これらの屋敷所持有者が尾道の自治を担った主体的階層である。

最後に町まちに関連することを指摘するならば、尾道においても日本各地の町と同様に、道路(ここでは山陽道と長江新町に通ずる長江道)の両側に家屋が立ち並ぶ町が形成されていることが読みとれよう。ただ良神社付近は斜面がちなのでいわゆる片側町となっている。尾道では近世初頭より土堂・十四日・久保の三つの町の区分があったとされるが¹⁸⁾、これは図をみる限り町組に相当する単位であり、これらのなかにもっと小さなまとまりがありそうである。

2. 諸帳面からみた空間的特質

ここではさきの町割図を補足する意味で、元和・寛永期の諸帳面に記載されている小路名や町名を検討しておこう。まず図3の矢印から検討しよう。これは地詰帳に表れる地名もしくは地点を記載順に図におとしたものである。これは検地であるから整然とした順序であったことがわかる。すなわち山陽道に沿う屋敷地を下側・上側と2度往復し、それから長江を経て良神社前の小路にいたっている。検地という性格上、町のまとまりは無視されているが、土堂町には渡し場(②)・石川下町(③)を始め、十四日町にもかない小路(⑩⑪⑫)や後小路(⑮)など、いくつかの「小路」というまとまりが確認できる。また点線の矢印は寛永年間の「宗門改帳」¹⁹⁾の記載順を示したものである。これも明確なまとまりはみられないが、第1冊の久保町の東部分(宮崎)に一つの町的まとまりをみることができる。

次に図4を検討しよう。これは寛永4年の「御調郡尾道浦加子銀錠御帳」²⁰⁾から、同様に町的まとまりを探ろうとしたものである。地名の記載順は図中に示した通りであるが、たとえば最初の宮崎上新地には小計はなく、宮崎下町で両者の合計加子銀が計上されている。つまり宮崎上新地と宮崎下町は一つの地縁的まとまりを形成していたとみることができる(図中の①)。同様に小計ごとの区域を示したのが図の書き込み(点線は推測の位置)である。この加子銀を決定した帳簿が、まったく尾道内部の自治的取り扱いによったものであることを考慮すれば²¹⁾、地名の記載順と小計、ひいては図示した町的まとまりは、実際の地縁的共同体を反映したものとみることができる。事実、19世紀初頭には山陽道沿いの東から、大宮崎町・宮崎町・石屋町・中久保町・久保本町(以上、久保町)、十四日町、東土堂町・西土堂町・渡場町・漁師町・今町(以上、

土堂町)という町がみられるが、この図4に示したまとまりはその先駆的形態といつてよいであろう。

その他の帳簿についても簡単に検討しておこう。まず表1のaであるが、大規模屋敷地一帯が「本町」とされていること、「のりや小路」が「のり町」と表現されていることは注目されよう。ついでbは尾道の入用銀徴収の帳簿であるが、小路ごとに書き上げられている。したがって小路もいわゆる町と同様の単位であると考えてよい。

以上のように、尾道は行政的に三つの町に区分されているが、そのさらに下に各町・小路という地縁的共同体が存在したのである。

3. 住民の居住構造

ここでどのような人々が尾道に居住していたのか、実際に検証してみたい。まずさきの図4に示したように、山陽道より下の海岸部(本町の南部分)と長江の入口に年寄・月行司が集中していることがわかる(網かけの屋敷)。年寄・月行司制については以前に言及したことがあるので省略するが²²⁾、戦国期以来の尾道の政治・経済を代表する人々であったことはもちろんのことである。では山陽道の反対側、すなわち本町の北側はどうであろうか。屋敷地の面積は南側の半分にもみえないが、ほとんどの所有者が屋号を持っており、また鍛冶・大工・石工などの職人も多い。家族員数も5、6人以下が大半であり、10名をこえるのはわずか10軒にすぎない。うち渋谷市右衛門・阿賀屋九郎右衛門などの月行司系統の家は4軒である。

次に小路を検討してみよう。図5は「地詰帳」をもとにしてつくった良社前の概略図である。人名につけられた括弧は前年の「尾道町遣銀子小貫上小路帳」の人名を記したものである。また図6は同様にして作成した「かない(叶)小路」の概略図である。これによれば、良社前の参道には、紺屋・大工などの職人や船頭、それに商人あるいは雑業層と考えられる人々が居住している。かない小路は桶屋職人を中心とする人々の集団であることがわかる。その他特徴ある区域を示せば、土堂町の西側部分は圧倒的多数の漁師たちが居住する町であるし、また実態はよくわからないが、この時期のけいぜい町・柳小路(良前西側の西隣)は遊郭をかかえる町・小路であった。

はなはだ不十分であるが、以上の検討から、土堂・十四日・久保の本町、なかでも海岸部に尾道を代表する町人(もちろん商人でもある)が屋敷を構え、屋敷地が狭小な各町・小路に各種の商人・職人、さらに船乗りなどの技術職が居住しているといえよう。その他として「宗門改帳」に記載されている「かしや」ほど

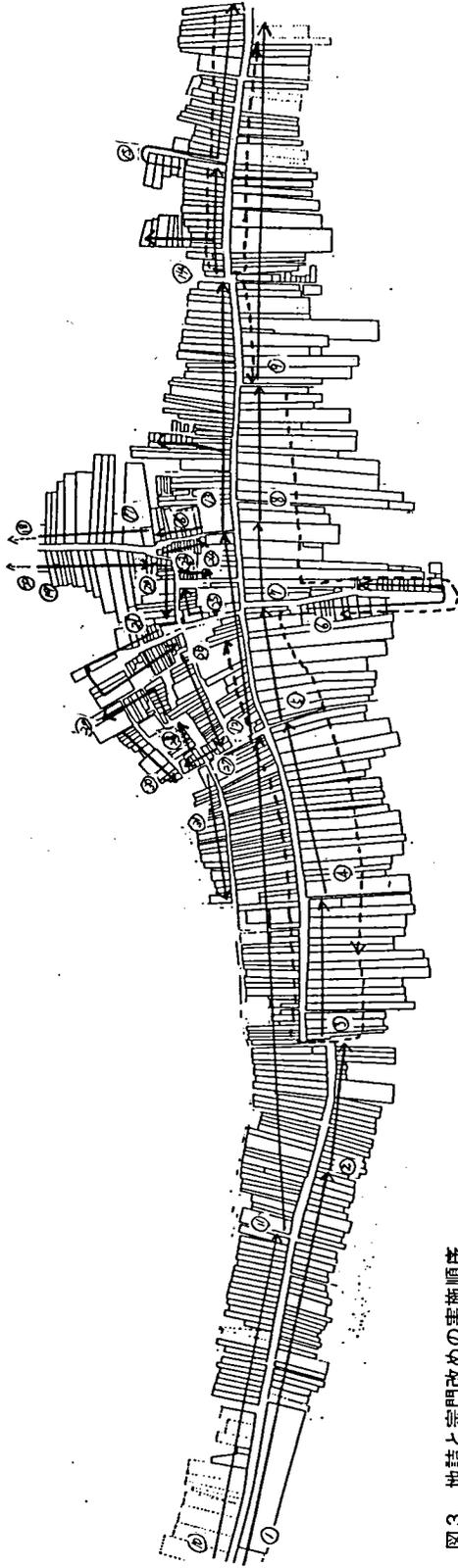
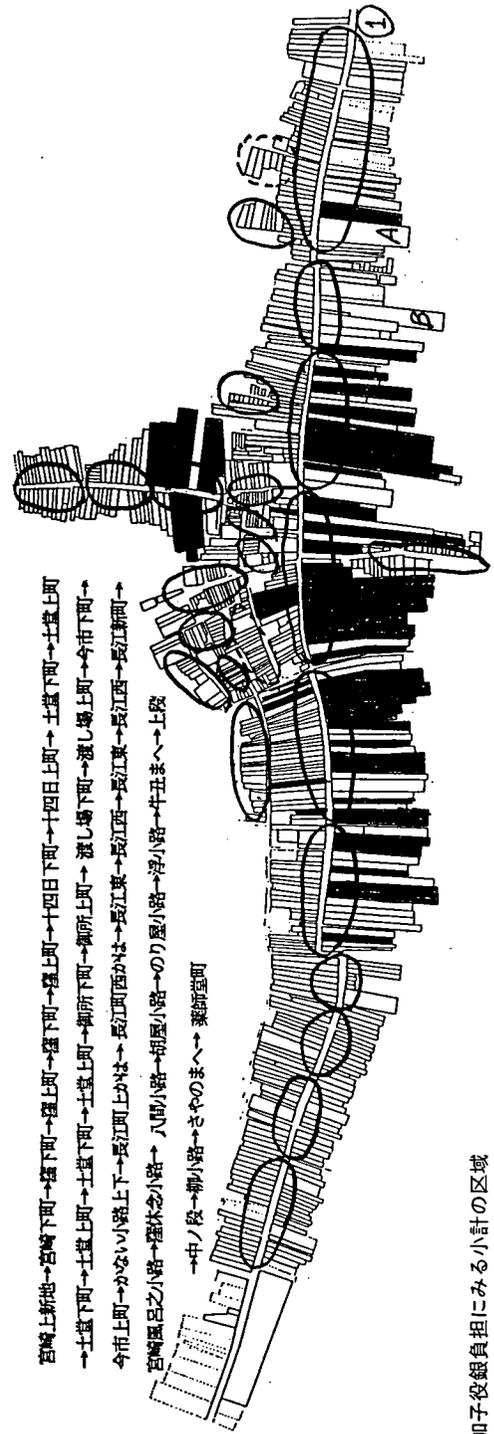


図3. 地誌と宗門改めの実施順序



宮崎上新地→宮崎下町→羅下町→羅上町→羅下町→十四日下町→十四日上町→土堂下町→土堂上町
 →土堂下町→土堂上町→土堂下町→土堂上町→御所上町→渡し場下町→渡し場上町→今市下町→
 今市上町→かない小路上下→長江町上かは→長江町西かは→長江東→長江西→長江新町→
 宮崎風呂之小路→櫻林念小路→八町小路→胡屋小路→のり屋小路→浮小路→牛五まへ→上段
 →中ノ段→柳小路→さやのまへへ→栗新堂町

図4. 加子役銀負担にみる小計の区域

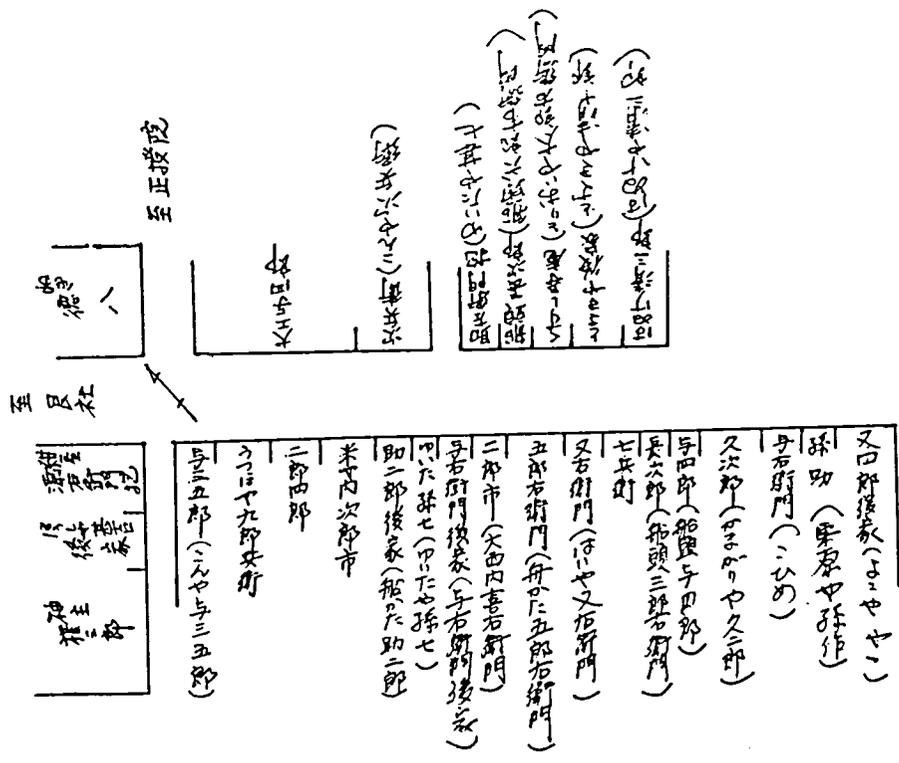


図5. 寛永年間良神社前概略図

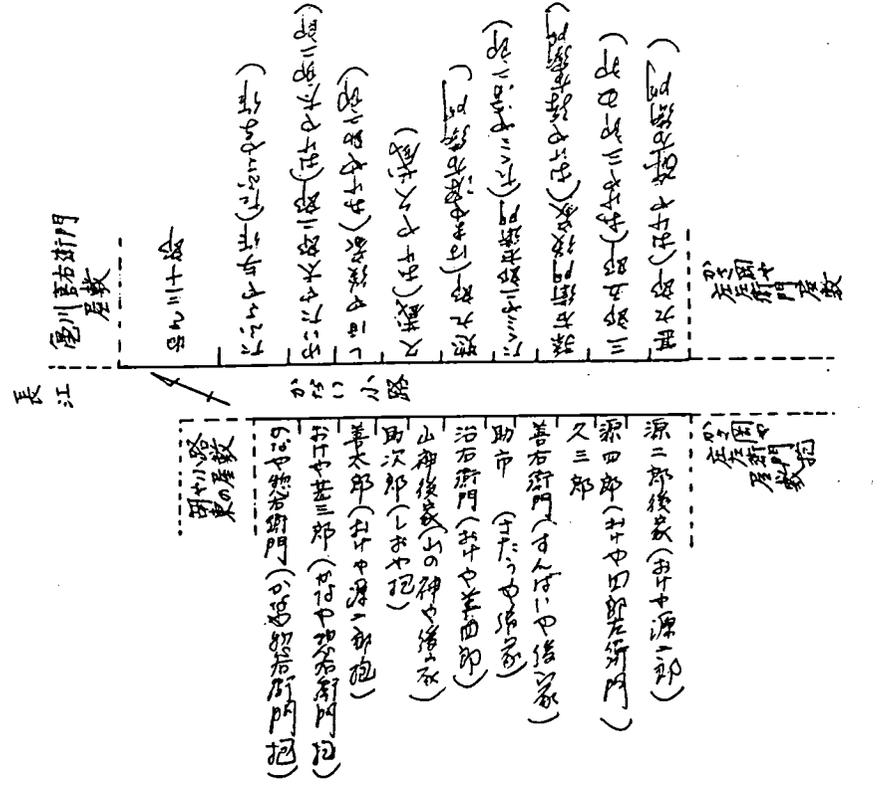


図6. 寛永年間かない小路概略図

表1. 帳簿の地名表記事例

a 「十四日町地子取帳」(元和7年)
[記載なし]—薬師堂一本町一本町上小路—後小路—のり町にし—うしとらまへにし—のり町ひかし—ゑひすや—大門東かわ—けいぜい町—中段—長江にしかわかない小路分—長江西かわ
b 「尾道町造銀子貫上小路帳」(寛永14年)
かない小路東かわ—かない小路西かわ—長江町東かわ—長江西かわ—新町—てんねんち大もんにしかわ—てんねんち大もん東かわ—柳小路—けいぜい小路—中ノ段—うしとらまへにしかわ—うしとらまへ東かわ—のりや小路—のりや小路東かわ—ゑひすや小路—うしろ小路

うであろうか。図3の点線部の範囲でしかわからないが、屋敷地そのものを借りている借家人(地借りに近いもの)は、面積が狭小な本町北側と薬師堂小路で4、5軒みられるのみである。また大規模屋敷地の中に長屋形式の借家を所持している家は10軒だけであるが、なかでも小物屋理右衛門は敷地内に貸家10(41竈)、灰屋二郎右衛門が貸家10(39竈)と突出している。しかしまだ全体としては借家の数は多くなかったようである。また図4に示したAは御調郡代官屋敷、Bは西川角左衛門屋敷である。西川角左衛門は御調郡代官であったと考えられるが、おそらくのちの町奉行的役職も兼ね備えていたと考えられる²³⁾。

IV. 尾道の自治組織の特質と町

1. 老中・老衆について

脇坂昭夫氏は中世末期の尾道の自治組織の性格について、同時代の武士団と同様に領主化を志向するところの少数の初期豪商による支配組織ととらえていた。本稿の冒頭で脇坂氏への批判点を述べたが、そこには尾道の自治組織の評価の違いが根底にあることを指摘した。ここではまず自治組織の指導層である老中の性格からみていきたい²⁴⁾。

慶長17年の文書に「泉屋惣左衛門、秋田屋藤左衛門、かさおかや正左衛門、きと助兵衛、児玉惣右衛門」の連署・連判がみられ²⁵⁾、さらに元和2年の「おのまち算用之もくろく」や「尾道町中定之事」にも「年寄」として署名している²⁶⁾、この5人が慶長・元和期の老衆であろう。

さて彼ら5家の系譜・由緒ははっきりしない。笠岡屋の出自は畿内の牢人であったとする²⁷⁾、尾道にい

つ頃居住するようになったか定かでない。ところで図7は尾道の中心部分の屋敷地割を示したものであるが、かつて市場であった場所、しかも尾道の中心地に笠岡屋が屋敷地を所持していることに注目したい。天正10年(1582)6月10日、秀吉と緊密な関係にあったと思われる商人が、尾道に留め置かれている商品を取り寄せたいことを笠岡屋に申し入れている²⁸⁾。おそらくこれは笠岡屋がその商人の取引品を預かっていたということもあるが、同家が尾道の市場に何らかの力を持った有力な商人であったからとも考えられる。ともあれ他人の商品を一時的に保管する行為にせよ、市場を取り仕切るということにせよ、笠岡屋が問屋的性格と市場の提供者的側面を有していること、すなわち「町人」的性格が濃厚であったとすることができよう。

次に笠岡屋とならぶ実力者泉屋を紹介するが、前に検討したことがあるので結論だけ述べておきたい²⁹⁾。泉屋は毛利氏より毎年米千石を受け取り、命令に応じて必需品を調達していた。この密接な関係は毛利氏が防長へ移っても寛永年間まで続いたようである。これは秋山伸隆氏の指摘する「倉本」に近い性格ということができる³⁰⁾。もちろん図7に示されているように、尾道の政治・経済の中心地に多くの屋敷地を所持していることから、彼らは商人であると同時に町人でもある。他の年寄たちもこの笠岡屋・泉屋と似たような存在であったに違いない。

ところで彼らが「老^な」とよばれていた以上、戦国末期から近世初頭にかけての尾道に惣的自治組織が成立していたのは明らかである³¹⁾。彼らは代官に任命されたり、毛利氏の家臣として役料(扶持)を拝領することもあった³²⁾、何よりも尾道町中の「老」であった。したがって町中の構成員の利害関係を優先する責務を負っていたのである。

ここで尾道における初期豪商の代表とされる渋谷氏についても簡単にふれておこう。図7に明らかなように渋谷氏の屋敷地はすべて本町の北側に限定されている。天正・文禄期の活躍から推して、渋谷氏が船着場に接する場所に屋敷地を持っていないのは意外な感がある。また尾道の開発は船着場＝海岸部を中心におこなわれてきたが、尾道の開発という視点からみても渋谷氏は他の商人より後退しているように思われる。しかし寛永期の渋谷市右衛門は下人19人を含む24人の家族構成であり、尾道でも有数の家であることには変わりはない。また寛永10年の宗門改めでは、このほかに14家族を借家として「抱」えているのである。渋谷氏が毛利氏の牢人から月行司・借家所有者の尾道の町人へと転身しつつあったことを示している。

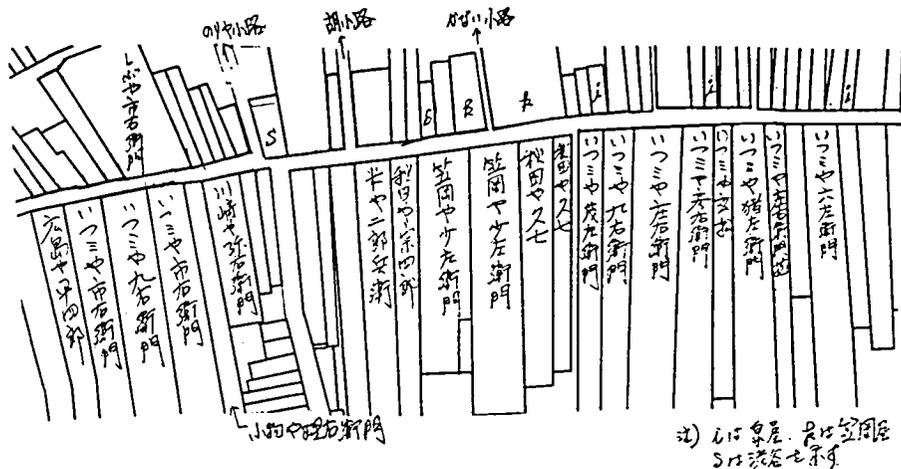


図7. 尾道中心部の屋敷他所持者

2. 尾道町中定めについて

ここでは最後に尾道の町掟について、そこにみられる町の論理を検討したい。すでに吉田伸之氏は京や大坂の個別町の町掟を分析して、町の論理を①町中の平和・友愛、②他者の排除、③形式的平等の堅持、という3点に要約している³³⁾。尾道の元和2年「尾道町中定之事」と、同3年「申定一札之事」³⁴⁾は個別町の町掟ではなく、年寄・月行司による自治組織の運営規則を定めたものである。この掟自体が全体として尾道町中の平和・友愛をうたったものとなっている。

一、夜番かたく家なミニいたし可申事

一、町打未進之家候ハ、其ものゝさいはんにはせ不申、地下中ノ才はん可仕事

右の二ヶ条、たとえば前者は形式的平等の精神によつたものといえるであろう。また後者は町役銀などの未進を出した家が、勝手に部外者の指示を仰いだり退転したりすることを禁止し、地下中の話し合いで処置することを決めたものであり、これはある意味で他者の排除といえよう。

一、明屋敷付うら屋に居申候ものをよひ出し、家つくらせ可申事

これはおそらく「裏屋」(＝借家と同義か)に居住する小売・振売りの「商人」たちを明屋敷に居住させて「町人」化させると同時に、町の開発を目的とするものであろう。

一、他国あき人と地下人と出入儀候ハ、何〔 〕他国の人ニ利を付らるへき事

右の一条は他国商人の優遇を説き、平和をうたったものであるが、これも商人宿を経営する町人の、あるいは市空間(他国商人と地下人が接触する場)を所有

する町人の、町の繁栄を願う論理であるといえよう。戦国期以来成長してきた地下人の組織である尾道町中は、元和偃武を契機として自治組織の規約・運営を成文化しながら、そこに町の論理を盛り込んでいったのであった。

V. おわりに

最後に本稿の要約をして結びにかえたい。近世初期の本町の南側部分は、中世には完全な屋敷地ではなかった。土砂の自然堆積にほぼ近い程度の埋め立てによって開発されてきたのである。そしてここを開発してきた地下人たちが、戦国末期から近世初頭の自治組織の運営主体であった。しかもこの自治組織は地縁的団体である町(あるいは小路)の連合体としての特質を有していたのである。ごく少数の年寄(老)や数十名の月行司たちが運営するといっても、領主化を志向する初期豪商の支配する団体組織ではない。彼らは商人でありながらも屋敷地や市場空間を所有する町人であり、また月行司の商人・職人たちも拠って立つところは家屋敷のある町であり、基本的に町人化を遂げつつあった。そうした意味で地縁的団体の平和と利害を優先せざるをえず、尾道町中という連合体に結集していったのである。

1) たとえば高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門』全3巻(東京大学出版会、1990年)などにその成果がみられよう。

2) 吉田伸之『近世巨大都市の社会構造』(東京大学出版会、1991年)など。

- 3) 桜井英治「中世商人の近世化と都市」(『日本都市史入門』Ⅲ)では、近世都市の成立過程において商人と町人とのさまざまな対立関係がみられることを検証し、塚田孝「身分制の構造」(『岩波講座日本通史』近世2, 1994年)は、町人の系列に属する問屋と、商人の系列に属する仲買一小売は歴史的系譜も性格も異なる存在であり、近世の市空間においても町人と商人の関係を考慮した分析が必要であることなど興味深い提言をしている。
- 4) 脇坂昭夫「近世初期豪商の性格と問屋制の成立」(『史学研究』85号, 1962年)が代表的なものであるが、その主なものは『瀬戸内海地域史研究』5輯(文献出版, 1994年)に特集として収められているので参照されたい。
- 5) 拙稿「脇坂昭夫論文集(『瀬戸内港町と商品流通』)の解説」(『瀬戸内海地域史研究』5輯)。
- 6) この絵図は良社所蔵とされるが、現在は所在不明であるので、『尾道中世遺跡発掘調査概報』(尾道中世遺跡発掘調査団, 1977年)所載のものによった。
- 7) 尾道市立図書館所蔵・金屋文書「金屋由緒之条々」(年不詳)。また現在までの市の発掘調査によれば、長江付近は室町末期頃までの土層しか確認されていない。
- 8) 今川貞世「道ゆきぶり」(『群書類従』第18輯)。
- 9) 今川貞世「鹿苑院殿巖島詣記」(『尾道志稿』卷之五より再引)。
- 10) 宋希環『老松堂日本行録』(岩波文庫版, 86~87頁)。
- 11) 12) 『尾道志稿』卷之二, 卷之五(『備後叢書』第5巻)。
- 13) 『尾道志稿』卷之一に「古へは叶小路と胡小路との間空地にて、毎月十四日に市たち有り由。さすれば十四日市町なるを、下略して唱しならん」とある。
- 14) 市の発掘調査(第6次, 7次, 33次など)によると、近世山陽道沿いの海側の最下層が室町前期であること、さらに海岸部に近づいた地点(第10次発掘など)では中世生活面が検出されず近世の砂留め・石組みがみられることから推測できる。なお篠原秀秀「尾道の発掘」(『よみがえる中世8』)所収, 平凡社, 1994年)も参照されたい。
- 15) 金光図書館所蔵。
- 16) 文政4年(1821)の「尾道町絵図」(昭和57年に藤井吉蔵氏が復刻したものによる)。
- 17) 『尾道遺跡』(尾道市教育委員会, 1990年)など。
- 18) 脇坂昭夫「近世都市成立過程に関する一考察」(『広島大学文学部紀要』15号, 1963年, 前掲『瀬戸内海地域史研究』5輯に所収)。
- 19) 九州大学九州文化史研究施設蔵・長沼文庫。「寛永期尾道の宗門改帳」(『瀬戸内海地域史研究』5輯)と題して史料紹介をおこなっているので参照されたい。この史料を統計的に分析するさいには、図3の矢印部分しか補っていないことを十分に認識すべきであろう。
- 20) 尾道市立図書館蔵。
- 21) 藩から賦課された加子銀を尾道内部でどのように分担するか、というために作成された帳簿であるから、地縁的まとまりごと書き上げて小計をしいった可能性はきわめて高い。
- 22) 拙稿「近世初期の尾道における商品流通」(『日本研究』3号, 1987年)。
- 23) 元和3年の町中定めに「御奉行」とでてくるので、福島氏や初期浅野氏時代には西川角左衛門のような町奉行の役職があったと考えられる。また『尾道志稿』卷之一によれば、Aは久保屋敷、Bは中屋敷であり、18世紀に町方に下げ渡された。
- 24) 「老中」としたのは後述する「町中定」でこう表現されているし、月行司に対しては「年寄」、元和7年の「十四日町地子取帳」などでは「老衆」とよばれている。
- 25) 慶長17年「残申御下米之銀子之事」(九州文化史研究施設蔵・長沼文庫「渋谷文書」)。
- 26) いずれも前掲長沼文庫「渋谷文書」。なおこれらの原本である渋谷文書は広島県立文書館に保管されている。
- 27) 『尾道市史』中巻, 743頁。
- 28) 小川又三郎氏旧蔵文書(『広島県史』古代中世資料編Ⅳ, 803頁)。なお岸田裕之「中世後期の地方経済と都市」(『講座日本歴史』4, 東京大学出版会, 1985年)も参照されたい。
- 29) 前掲注22)論文。
- 30) 秋山伸隆「戦国大名毛利氏の流通支配の性格」(渡辺則文編『産業の発達と地域社会』溪水社, 1982年)。
- 31) 網野善彦『無縁・公界・楽』(平凡社, 1978年)。
- 32) 『尾道市史』中巻, 738頁。

33) 吉田伸之「町人と町」(『講座日本歴史』5,
東京大学出版会,

34) 「渋谷文書」。前掲注5) 拙稿に全文を紹介し
てあるので参照されたい。